

広聴特別委員会記録

令和3年3月22日

【開催日】 令和3年3月22日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時30分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	水津治	委員	杉本保喜
委員	高松秀樹	委員	中村博行
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【事務局出席者】

議会事務局主査	島津克則		
---------	------	--	--

【付議事項】

- 1 モニターアンケートについて
- 2 モニター意見について
- 3 議会報告会について
- 4 その他

午前10時 開会

吉永美子委員長 ただいまより広聴特別委員会を開催します。皆様のお手元にあります次第のとおり進めます。付議事項の1点目です。モニターアンケートについてということで、皆様のお手元にモニターさんから頂いた御意見をまとめていますが、現在、17人のモニターさんの中で、12人の方に御意見を頂きまして、皆様は今日初めて見られるわけですので、しっかり見ていただいて、お願いのときに載せておりますように、今後の活動の参考になるものは、是非考えていけたらと思います。御回答いただいたモニターの皆様は、改めて御礼を申し上げたいと思います。これはじっくり見ていただくということでよろしいでしょうか。（「はい」

と呼ぶ者あり)最終的には、形を変えて、議会だよりに載せていただくように、委員長に中岡副委員長と私でお願いしたいと思うんですが、その点いかがですか。(「はい」と呼ぶ者あり)御異議がなければ、そういう形で何らかしら載せていただくという方向で進めたいと思いますので、そのときには皆さんに御相談します。次のモニター意見についてです。前回、振り分けたときに、広聴委員会ということで、私どもの委員会が担当になっております。これにつきまして、皆様から御意見を受けて、それをまとめて、担当委員会の対応ということにしたいと思いますので、少し読んでいただけたらと思います。2分ほど時間を置きます。まず一つ目、1月26日付けで頂きました樋口晋也さんからの広聴委員会を見てということで、この御意見に対して、委員の中で、是非意見を述べていただけたらと思います。このお知らせというのは、例の市議会モニターさんにアンケートのお願いをしたときのお知らせですね。その部分について触れています。皆さんから発言がないですね。このことに至った経緯を改めて確認をさせていただくと、新しいモニターさんからの意見で、7月2日の委嘱状交付式のときに、モニターさんの職務というきちんと明文化したものを出示しておりますが、新しいモニターさんからすると、職務ではない部分を掲載しないというところが、これまでの形とちょっと違ってきているのではないかと言われましたので、改めて、きちんと文書というか、知らせることをしていただきたいという御要望があつて行ったところではあります。これが回答になるという感じでしょうか。

高松秀樹委員 書いてあるのを見ると、そうなのかなという気もしますが、いろいろあって、委員会としては丁寧な運びをするために、そういう書き方をしたというふうに理解しておりますので、これはこれでよかったんじゃないのかなと思っています。

中岡英二副委員長 先ほど委員長が言われたことが、この回答になると思いますし、新しいモニターさんから、もう一度再度確認してほしい。聞きたいという意見があつた中で、このお知らせという文書を出したので、丁寧な説明を再度したということでもいいんじゃないかなと思います。

吉永美子委員長 ほかはよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)これをまとめて対応にしたいと思います。新しいモニターさんの要望に応えたとい

うところだったと思っています。次の1月28日付けの同じく樋口モニターさんからモニター意見の配布についてです。議員に対して随時モニター意見の配布、渡されるようなルールが良いのではないかとということです。今は期間を決めてどうしましょうかということで、また期間を決めてお答えをするという流れを作っておりましたが、随時という形にはなっていない。しかし、一度行ったのがモニターさんへの説明会、新しい方が9月の議会までに是非行っていただきたいとありましたので、それに応えるためには、次にしていたら間に合わないの、そういった特例はあるとして、これまではまとめてという形をやってきました。今のモニター意見の配布について、理由を入れて意見されていますが、いかがでしょうか。

高松秀樹委員 モニター意見の回答期限のルールはどうだったですかね。

吉永美子委員長 だから、月末ですよ。次の議会が始まるまでの月末で、今回もやりましたけども、議会の始まるときに、これまで来ている部分を担当に分けて、そして、担当委員会で議論してもらって、次の議会が始まるまでの月末までに答えをきちんとホームページに載せるという形になっていると理解しています。

島津議会事務局主査 モニター意見の取扱いですけど、モニターさんに説明しているのは、5月末、8月末、11月末、2月末にまとめて委員会で議論し、その後、次の定例会来る前の月末までに、約3か月でお返りする。それからモニターさんの意見は随時受け付けるとしております。頂いた意見を見ると、この取扱いについては特に異議はないとのこと。ただし、随時受け付けたモニターさんの意見を、今は定例会前の月末に大体委員会をやりますけども、委員会の少し前に皆さんにまとめてお渡ししていると思います。それに対してタイムラグが発生するので、出てきたときに取りあえず委員の方にはお渡ししてはどうかというような意見だと思います。

吉永美子委員長 具体的に申し上げますと、議会が始まる1週間前に基本的にまとめたものを事務局が送るという形にしておりますよね。前、確認しましたね。

島津議会事務局主査 各委員にお渡しするというのは、特に取決めがなかったので、陳情書と同様な形で取りあえずまとめて、皆さんに送るように事務局ではしておりますが、その取扱いについては、今まで多分決めたことはなかったと思います。

吉永美子委員長 広聴特別委員会では、議会が始まる1週間前に送っていただくということを決めていますよ。事前に見ていただくということで、覚えているでしょう皆さん。事前に見ていただくために本会議が始まる1週間前に送るということにしていますよ。

中村博行委員 早めにメールでは来ているというふうには感じています。ですから、今の形でいいのか、もっともな理由を挙げておられますので、随時メールで早めに渡す、随時というのは1週間前と言わずということだと思っんです。来た都度、送るのもありかと思っし、ばらばらで来てもどうかというところもあるんですけど、現行で差し障りがなければ、それでいいかと思っします。

高松秀樹委員 意見は近いんですけど、モニターの意見が来て、事務局できちんと手続されたものについては、即時にメール配信されたらどうかという気がしています。それに関して何か弊害があるかどうか分かりませんが、そのときに広聴委員だけではなくて、全議員に一斉に配布するというのも一つの手なのかなという気がします。そうしないと我々もまとめてきますよね。まとめてきて、一杯あるときに一挙に読み切れない部分があるので、1個ずつ来たほうが、考え方を決めやすいなという気はしています。

伊場勇委員 いろんな内容の御意見を頂く中で、タイムリーな御意見もあるというふうに思っんです。そのときに、早く協議の議題に挙げてほしいというような意図もあると思っんです。今は1週間前にまとめてというのもあると思っんですが、その内容について、モニター意見としてふさわしいかどうかというのをまず判断しなければいけないところがありますし、その後、タイムリーであれば、全議員に周知するというやり方は、どこで判断するかというところなんですけども、そこは正副委員長、事務局も含めて、これは少し早めに議員に周知するべきだとかいう判断は、臨機応変にできるのであれば、モニターさんの意見、思いも酌んでやっ

ていただけたら、合理的だなというふうに思うんです。

宮本政志委員 その都度、広聴委員会の委員あるいは全議員にモニターさんの意見を周知するようにしたとしても、ここに書いてあるように、速やかに検討を要するものがあったり、あるいは議会として実行できるものがあったりする可能性が非常に高いので、周知だけタイムリーにするのではなくて、必要であれば、すぐに意見に対して対応するという形まで検討して、そこまで掘り下げて、ルールづくりをしたほうがいいと思います。

吉永美子委員長 タイムリーという点を重要視するということですね。

高松秀樹委員 ちょっと仕組みが分かんんです。例えば、今日、モニターの意見が出たら、回答期限はいつになるんですか。

吉永美子委員長 5月末までの受付で、回答は9月議会が始まる前です。

高松秀樹委員 3月22日に受け取ったのは、5月末までの分と一緒に出して、8月末までに回答する。8月末は最終期日の話なんでしょう。だから、それより早く、委員会によってはすることもできるということになるんですか。

吉永美子委員長 出てきたものを、広聴委員会を開いて、再度チェックして、ホームページに上げるという形をしているわけですね。どうしてもちょっと時間が掛かるんです。議員に周知ということ自体は可能だと思いますが、それに対して、こうですという対応については、どうしてもちょっと時間が掛かるということがあると思います。議会としての対応をホームページに載せることについては、ちょっと時間が掛かる。議員に対する周知は、その度にとということになれば、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかなければ、それはできると思います。ただ答え自体は、なかなか難しい。

宮本政志委員 1月26日のモニターさんの意見にもちょっと関係するんですけど、その都度モニターさんから意見が出ますよね。その意見というのも、職務外の意見も出てくる可能性はある。しかし、これは新しいモニ

ターさんであろうと、2回目をやっているモニターさんであろうと、ルールというのは、統一で決まっているんで、出てきた意見に対しては、例えば、委員長、副委員長あるいは事務局とで、これはモニターさんの意見として採用ができるもの、できないものというのをきちっと精査されて、モニターさんの意見として採用するのであれば、すぐに議員に、若しくは広聴委員に周知を図って、スピーディーにやっていくという方向で議論していったほうがいいと思うんですけどね。收拾がつかないということもないと思うんですよ。それだけ間が空くのであれば、おっしゃっているとおり、そのときに話しておれば、議論しておれば、あるいは議会で決め事をしておけば、議会活動にプラスになったのにということもあったでしょうから、そういう方向で決めていったほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。

吉永美子委員長　ほかの委員の皆さんどうですか。議会運営委員会が担当する御意見もあり、結構大変になっているんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。どうでしょうかと委員長に投げ掛けています。

長谷川知司委員　確かに議会運営委員会には、いろんな問題が山積しておりますので大変です。このモニターさんの意見について言えば、これをする事で、別に皆さんに支障がないのであれば、せっかくのモニターさんの意見だから、それはやってみてもいいんじゃないですか。それで支障があれば、やめるようになるかもしれませんが、せっかくのモニターさんの意見ですから、やってみるのも一つかなと思います。

吉永美子委員長　ということは、長谷川委員は随時、出た度に渡していくほうがいいのではないかということですか。（「やってみればいいのではないか」と呼ぶ者あり）試みで。これはもう少し、議論をさせていただきたいと思いますので、今日は意見があれば出していただけたらいいんですが。

伊場勇委員　回答期限を決めたのは、どれぐらい前からですか。初めからではなかったような気がするんですけど、どれぐらいたちましたか。

吉永美子委員長　前の委員長のときも、期限を決めていましたよね。

伊場勇委員 もう決めていましたか。

長谷川知司委員 私の記憶では、最初は期限がなかったんです。期限がないということは回答期限もなかったんです。だから、回答が延びた場合があったんで、それで質問の期限も決めて、回答期限も決めようということになったんです。

伊場勇委員 3年近くは、そのスタイルでやっているということですね。そこで、こういった意見もすごく貴重な意見だと思うので、その振り返りも少ししながら、この問題については検討したらいいと思います。

吉永美子委員長 今日は結論を出さないでおきたいと思います。

杉本保喜委員 今までやってきたルールというのは、いろんなことの結果として作っているわけです。このルールはルールとして置いておいて、問題はモニター意見の優先度、緊急度、それによって変わってくると思うんですよ。だから、その辺も含めて、改めて各常任委員会も含めて、検討してみるということも必要だと思います。

宮本政志委員 議会報告会が約1年、開催できていませんよね。こういう貴重な意見というのは、先送りするんであれば、大体いつ頃というめどがないと、このまま、また1か月、2か月、3か月ずるずると行くのは問題だと思います。広聴委員会には議運の委員長も副委員長もおられますので、広聴の委員長、副委員長と議運の委員長、副委員長と事務局で、今のルールを基に、どこをどういうふうに変えていけば、スムーズにモニターさんの意見を周知して、必要な場合はすぐに議論ができる体制ができるかという案を早々に練っていただいて、近いうちに広聴委員会で決めていく形を取らないといけないと思います。

吉永美子委員長 いずれにしても、回答はしないといけないので、そんな先にはなりません。よろしいですか。今日は結論を出さずにしたいと思います。議論しながら、しっかりと考えたいと思いますので、よろしく願いします。次の議会報告会についてということで、中止のお知らせのチラシとポスターを配らざるを得ないんですが、PR部会で頑張って考えていただいて、うまくできております。印刷の関係で、下が抜けている

部分は形を整えます。ほかに何か御指摘があれば、お願いします。いかがでしょうか。特に問題がなければ、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）形を整えて、配布したいと思います。いつものとおり、議会報告会中止の周知についてということで、周知方法は市広報、議会ホームページ、議会フェイスブック、宇部日報、議員一人当たりチラシ3枚、そして会場にポスターということで、担当者を入れておりますが、変更だったり、追加だったりがあれば、言っていただけたらと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）皆様からその他ということで、何かありませんか。

伊場勇委員 モニターアンケートのことで確認したいと思います。これは、全議員にいつ配布されるんですか。それはしないんですか。

吉永美子委員長 これからどういうふうにしたらいいかということを考えていきたいんですけども、いずれしても、議会だよりに載せるということをするんですが、全議員への周知ですよ。その部分では、ある面、今日の広聴特別委員会で資料として挙がってきますので、全議員が見ることはできます。それから先をどのようにしていくかというのは、また考えていきたいと思っておりますし、これは参考になるというところが出てきていると思っておりますので、そこは参考にさせていただいて、これからの活動の一つの資料として行きたいと思っています。周知はホームページでできます。

伊場勇委員 広聴委員会として、アンケートを取ったので、全議員に送っていないじゃないですか。ホームページでも見られますけど。

吉永美子委員長 それは全然構いません。こういう形でしましたということで、そのほうが良いということであれば、見ることはできますけれども、紙ベースで渡したほうがよければ、ほかの議員の皆さんにお渡ししますが、よろしいですか。

伊場勇委員 読むこともすごく大事なことなんですけども、いろんな意見があって、しっかりアンケートを取っているんで、アンケートを取りましたので見とってくださいねでは、少し寂しいと思うんです。

吉永美子委員長 本会議最終日に皆様に配布して、是非という形で述べさせていただくということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）御意見ありがとうございます。ほかになければ、本日の広聴特別委員会を閉じます。

午前10時30分 散会

令和3年3月22日

広聴特別委員長 吉 永 美 子